

問1 酒気帯びの有無の確認は、いつから行わなければならないのか。

答

安全運転管理者の業務として、令和4年4月1日から

- ・ 運転前後の運転者の状態を目視等（運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等）で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ・ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

を実施していただく必要があります。

さらに、令和4年10月1日からは

- ・ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと
- ・ アルコール検知器を常時有効に保持すること

が加えられます。

問2 アルコール検知器はどのようなものを使用すれば良いのか。

答

アルコール検知器は、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであればよく、特段の性能上の要件は問いません。

事業所の実情に応じた機器を必要な個数準備し、それを使用して酒気帯びの有無の確認をしていただくこととなります。

問3 酒気帯びの有無の確認は、全て安全運転管理者が行わなければならないのか。

答

安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に酒気帯びの有無の確認を行わせることができます。

問4 安全運転管理者の業務を補助する者とは、具体的にどのような人を指すのか。

答

安全運転管理者が不在となったときに安全運転管理者の業務を代理で行う人、又は、安全運転管理者だけではその業務を行うことが困難なときに業務を実質的に補助する人のことを指します。

安全運転管理者には、責任をもって自動車の安全な運転に必要な業務を行うことが要求されるため、運転管理と密接な関連をもった職務上の地位にあることや、管理者としての企画力、指導力、実行力等があり、かつ安全運転についての知識を有していることなどが求められることから、これに準じた者を補助者とするのが望ましいです。

問5 従業員が、直行・直帰する場合や、早朝・深夜に一人で運転をする場合には、どのように酒気帯びの有無を確認すれば良いのか。

答

酒気帯びの有無の確認は、対面で行うことが原則ですが、対面での確認が困難な場合には、対面による確認と同一視できるような方法で実施していただくこととなります。

例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で

- ① カメラ、モニター等で、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

等が挙げられます。

事業所の実情に合わせて、副安全運転管理者や安全運転管理者の業務を補助する者を活用するなど、確実に実施できる方法で酒気帯びの有無の確認を行うようお願いいたします。

問6 宿泊を伴う出張がある場合も、酒気帯びの有無の確認を行う必要があるのか。

答

酒気帯びの有無の確認は、運転を含む業務の前と後にそれぞれ行う必要がありますので、宿泊を伴う出張の場合は、1日ごとに業務開始時と終了時に酒気帯びの有無の確認を行う必要があります。

令和4年10月1日以降に宿泊を伴う出張をする際は、車両へのアルコール検知器の搭載や、アルコール検知器の携帯などにより、アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無の確認を行えるようにしておかなければなりません。

問7 酒気帯びの有無の確認は、従業員が業務で、自動二輪車、原動機付自転車、自転車を運転する場合も必要か。

答

酒気帯びの有無の確認は、道路交通法で定められている「自動車」を業務で運転する場合に必要となることから、自動二輪車や50ccを超える二種原動機付自転車を運転する場合には確認が必要となります。

一方で、50cc以下の原動機付自転車や自転車を運転する場合には、今回の法改正に伴う酒気帯びの有無の確認を行う必要はありません。

問8 令和4年4月1日から酒気帯びの有無の確認を記録しなければならないとのことだが、具体的に何を記録しておけば良いのか。

答

酒気帯びの有無の確認を行った場合は、次の事項について記録してください。

なお、オの「アルコール検知器の使用の有無」については、令和4年10月1日から、それ以外は令和4年4月1日から記録してください。

ア 確認者名

イ 運転者

ウ 運転の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

エ 確認の日時

オ 確認の方法

- ・ アルコール検知器の使用の有無
- ・ 対面で確認しなかった場合の具体的確認方法

カ 酒気帯びの有無

キ 指示事項（酒気帯びの有無の確認を行った際に指示した事項）

ク その他必要な事項（事業所で、他に記録しておくべきと考える事項）

（記録様式の例）

年 月
(保存期間1年)

確認記録表

運転者 氏名 (車両番号等)	運行前確認					運行後確認					備考		
	日時	酒気帯び確認			指示事項 (既記欄の有無)	確認者	日時	酒気帯び確認				指示事項 (既記欄の有無)	確認者
		目視	検知器	対面以外の方法				目視	検知器	対面以外の方法			
()	日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			
()	日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			
()	日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			
()	日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			
()	日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			
()	日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			
()	日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			
()	日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			
()	日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			日 :	有・無	有・無	電話・無線 カメラ・モニター その他()			

※ 該当箇所を記載又は○で囲むこと。

※ 運転者に必要な指示事項がある場合には、指示事項欄に黒字で記載すること。

※ 運転者に酒気帯び又はその疑いがある場合は、指示事項欄に生書きすること。なお、同欄に生書き記載がない場合は、酒気帯び又はその疑いはないものとする。

※ 確認者は、確認者欄に氏名を記載又は押印すること。

問9 罰則はあるのか。

答

アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を怠り、安全運転管理者が行うべき業務を遵守していないために自動車の安全な運転が確保されていないと認められる場合は、公安委員会から自動車の使用者に対して、安全運転管理者等の解任を命ぜられることがあります。